掲　　示

「湯沢砂防事務所管内災害時等支援業務」に必要な資格を有する法人の公募について

標記について、下記により資格者資料を公募する。

審査の結果、３．の応募要件を満たすと認められる災害時等支援者（以下「支援者」という。）がいる場合は、その者が所属する民間会社又は公益法人等を「湯沢砂防事務所管内災害時等支援業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）の締結の相手先として指名する予定である。

平成１９年３月２０日
北陸地方整備局
湯沢砂防事務所長
山口　真司

記

１．業務概要

本業務は、北陸地方整備局湯沢砂防事務所管内における自然災害（出水、土石流、地震等の災害）時の情報収集、提供、応急復旧工法等のアドバイスなどの支援業務を行うものである。

この業務を遂行する支援者は砂防事業のみならず、管内の直轄砂防施設の状況、湯沢砂防事務所管内流域の状況を熟知していることが必要である。このため、緊急時等の出動要請に対して速やかにその態勢を確保し、又は出動要請に応じることができる支援者を有する法人の公募を実施するものである。

(1)　業 務 名　　湯沢砂防事務所管内災害時等支援業務
(2)　業務場所　　湯沢砂防事務所管内
(3)　業務内容　① 湯沢砂防事務所管内の自然災害等に関する情報の収集・提供
② 応急復旧工法等に関するアドバイス
③ 関連組織との連携・調整
④ その他、自然災害に対する危機管理業務

(3)　履行期間　　協定書締結の日から平成20年3月31日まで

２．　業務目的

本業務の目的は、湯沢砂防事務所管内において自然災害が発生した場合又はその発生のおそれが生じた場合等に、湯沢砂防事務所と締結する協定書に基づき、土砂災害防止や災害復旧活動に関する活動の支援を行うものである。

３．　資格者資料を求める対象者

資格者資料を提出できる者は、以下の要件の全てを満たしていること。

(1)　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しないこと。

②　北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度一般土木工事、測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務のいずれかに係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(2)　業務執行体制に関する要件

1) 地理的条件

①　湯沢砂防事務所管内における災害時等に支援者の派遣が可能な会社等であること。

②　支援者の自宅又は勤務地を出発地点として、自家用車又は公共交通機関を利用して概ね２時間以内に湯沢砂防事務所、破間川出張所、中津川出張所のいずれかに到着できること。

2) 支援者の資格又は実務経験等に関する要件

支援者は以下のいずれかの資格又は実務経験等を有すること。

①　斜面判定士の資格を有する者であること。

②　斜面判定士に関わる講習会の受講を修了した者であること。ただし、直近年度の修了証の写しを添付のこと。

③　北陸地方整備局管内での砂防行政経験が10年以上有する者であること。

４．　資格者資料の作成及び提出

(1)　担当課

〒949-6102　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立２３

北陸地方整備局　湯沢砂防事務所　工務課

電話　025-784-2264　ＦＡＸ 025-784-2285

(2)　資格者資料作成要領の交付期間、場所及び方法

平成19年3月20日から平成19年4月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１６時００分までとする。

交付場所：　〒949-6102　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立２３

北陸地方整備局湯沢砂防事務所　工務課
電話　025-784-2264　ＦＡＸ 025-784-2285

(3) 資格者資料の提出期限並びに提出場所及び方法
平成19年4月20日　16時00分　　提出場所：４．(2)に同じ。
提出部数は1部とし､持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)するものとする。 なお、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

５．その他
(1) 提出された資格者資料は返却しない。
(2) 資格者資料に関する問い合わせ先は４．(2)に同じ。
(3) 詳細は資格者資料作成要領による。
(4) 本業務の協定締結は平成19年4月27日を予定している。